



令和7年4月開始！

産婦健康診査のご案内

出産後間もない時期のお母さんの心と体の健康を確認するために、産婦健康診査の費用を助成します。



【対象になる方】

鳥栖市に住民登録がある方で、令和7年4月1日以降に出産した方

【健診時期・回数】

出産後おおむね2週間と1か月に各1回（合計2回まで）

※有効期限：出産日から6週間以内

【健診の内容】

・産後の体調チェック（問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック等）



【助成方法】

- ① 佐賀県内の医療機関または久留米大学病院・聖マリア病院で受診する場合は、「鳥栖市産婦健康診査受診票」を持参して受診してください。
- ② 県外医療機関（久留米大学病院、聖マリア病院を除く）で産婦健康診査を受け、その費用を自己負担された方は、申請により助成（償還払い）を受けることができます。必要書類を添えて産婦健診終了後1年以内に、申請してください。
助成金額の上限：健診1回あたり5,000円（産婦さん1人につき2回以内）
- ③ 健康診査受診票については、赤ちゃん訪問や育児教室で必要ですので産後3か月に至る前までに提出してください。

《必要書類》

- ・産婦健康診査受診費助成金交付申請書兼請求書
- ・鳥栖市産婦健康診査受診票または産婦健康診査結果票
（どちらもない場合はご相談ください）
- ・母子健康手帳
- ・産婦健康診査を受診した施設の領収書及び明細書（原本）
- ・健康診査受診者本人名義の振込先口座が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- ・本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）

【お問い合わせ先・申請窓口】

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1496番地1

鳥栖市健康増進課（鳥栖市保健センター）保健予防係

☎0942-85-3650（平日8:30～17:15）

